資料１

熊取町立中学校部活動の地域展開等に向けて

熊取町教育委員会事務局
生涯学習推進課・学校教育課

1　中学校部活動の地域展開等がなぜ必要なのか

（１）少子化の進行に伴う弊害

■熊取町の児童生徒数の状況



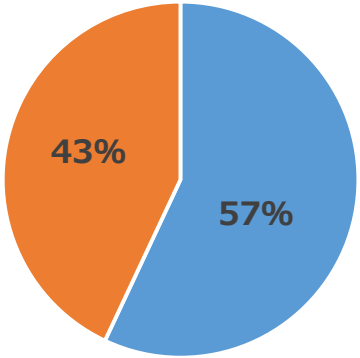
■POINT■
平成29年から令和８年の間に児童生徒数が、651人減少

1　中学校部活動の地域展開等がなぜ必要なのか

（２）教員の負担の増大

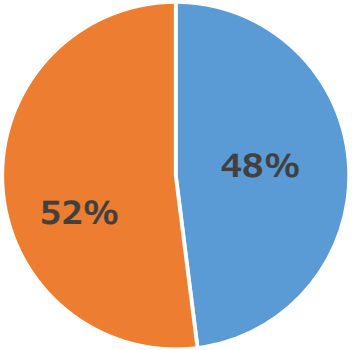
■熊取町の部活動顧問の配置状況

運動部顧問の実態



■専門的な指導ができる　■専門外

文化部顧問の実態



■専門的な指導ができる　■専門外

※「専門的な指導ができる教員」とは
- **競技経験がある。**
- **長年、顧問として携わり、指導ができる。**
- **研修等を受け、専門性を培った。（独学も含む）**

■POINT■
約半数の部活動で、専門外の教員が顧問を担っている

1　中学校部活動の地域展開等がなぜ必要なのか

（２）教員の負担の増大

■熊取町の町立学校教職員の時間外在校等時間の状況

【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	月の時間外在校等時間年平均	月の時間外在校等時間が 45 時間を超える人数の割合
小学校	45.9 時間	48.9%
中学校	54.8 時間	58.9%
町全体	49.3 時間	55.2%

	年 360 時間を上回り年 720 時間を下回る割合	年 720 時間を上回る割合
小学校	46.1%	26.2%
中学校	50.6%	39.8%
町全体	47.8%	31.5%

※熊取町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画より抜粋

■POINT■
年360時間を超える残業をしている教員が半数を超える

1　中学校部活動の地域展開等がなぜ必要なのか

少子化の進行に伴う弊害

●団体種目において大会へ参加する生徒の数が確保できない。
●学校によって設置されている部活動の種目にバラつきがある。

教員の負担の増大

●平日・休日の部活動による長時間労働の常態化。
●未経験種目の指導を行う部活動顧問の精神的な負担。
●学校現場における十分な教育指導との両立が困難。

部活動改革の必要性（部活動地域展開等）
◆部活動の主体を学校から地域へと転換する

子どもたちの持続可能な部活動環境の整備

教員の働き方改革の実現

1　中学校部活動の地域展開等がなぜ必要なのか

■学校部活動の地域展開等（部活動改革）のイメージ

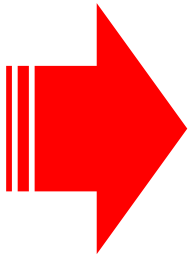
これまで

『学校部活動』

- **学校が主体**となる学校教育活動（教育課程外）
- **学校の教師**が自校の生徒に指導

学校部活動の『地域連携』

- 拠点校の導入による生徒の活動機会の確保
- 部活動指導員等の配置による教員の負担軽減



これから（目標）

『地域クラブ活動』

- **学校以外の地域の多様な主体**が実施するスポーツ・文化芸術活動（法律上は社会教育など）

＜主体の例＞
①地方公共団体（市区町村等）
②スポーツ・文化芸術団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会、競技団体等）
③民間事業者等

- **地域の指導者**が地域の幅広い生徒に指導
- 学校部活動の意義の継承・発展＋新たな価値の創出

※地域連携は当面の間、継続実施を想定

1　中学校部活動の地域展開等がなぜ必要なのか

■「地域展開」と「地域連携」の違い

地域展開	**生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。** ※地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、**学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要。**
地域連携	**学校部活動において、部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。** ※本町では、部活動の充実や教員の負担軽減のため、地域連携の取組として、部活動指導員・外部指導者の配置や、拠点校の導入を行っています。

1　中学校部活動の地域展開等がなぜ必要なのか

■ 部活動の地域展開等により期待される効果

●子どもの視点

・在籍校にない部活動でも、子どもが自ら活動を選択することができる。
・専門的な技術指導を受けることができる。
・学校や世代を超えた幅広い仲間や指導者との交流が可能となる。
・団体種目での大会やコンクールへの参加が可能となる。



●教員の視点

・教員の労働環境の改善、教職の魅力向上、優れた人材の確保。
・負担軽減による学校現場での教育活動の質の向上。
・希望する教員は、兼業兼職制度により指導を継続することも可能。



●地域・指導者の視点

・スポーツ、文化芸術を通じた多世代交流の促進。
・地域クラブが受け皿となることによる、地域コミュニティの活性化。
・指導者のやりがいに繋がる。



2　学校部活動の現行の学習指導要領での位置づけ

■ **学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるもの。**
■ **学校部活動は、学校教育の一環として行われる活動のひとつ。**
■ **地域の人々や団体との協力・連携を行い、持続可能な運営体制を整える必要性。**

■ **現在の学校部活動の位置づけ（中学校学習指導要領（平成29年告示）から抜粋）**

第１章　総則
第５　学校運営上の留意事項
　１　教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
ウ　教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。**特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動**については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**その際、学校や地域の実態に応じ、**地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするもの**とする。

※学習指導要領の改訂について令和８年度中に中教審の答申が予定されており、学校部活動の取扱いについて注視していく必要がある。

3　中学校部活動改革に関する国の対応

平成２５年５月　**「運動部活動での指導のガイドライン」【文部科学省】**
◆大阪市立桜宮高校での体罰事案を受けて、体罰の根絶や適切かつ効果的な指導の基本的な考え方が示された。

平成３０年３月　**「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」【スポーツ庁】**

平成３０年１２月　**「文化活動に関する総合的なガイドライン」【文化庁】**

令和２年９月　**「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」【スポーツ庁】**
◆休日の部活動の段階的な地域移行を進めることが示された。

令和４年６月　**「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」**
◆令和５年度の開始から７年度末を目途に、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とすることが示された。

令和４年１２月　**「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」【スポーツ庁・文化庁】**

令和７年５月　**「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議　最終とりまとめ」**
◆令和１３年度までに、休日における原則すべての部活動の地域展開を目指すことが示された。

令和７年６月　**「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」【スポーツ庁】**
◆第17条の２「中学校の生徒が継続的にスポーツを親しむ機会の確保」が新設された。

令和７年１２月　**「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」【文部科学省】**
◆これまでの様々な議論等を踏まえ、地域展開に関する国としての基本的な考え方や具体的な取組方針等が示された。

4　国が目指す部活動改革の基本的な考え方・方向性

令和７年12月に国が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において示された、部活動改革の基本的な考え方・方向性については次のとおり。

（１）改革の理念

生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させる

学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障

全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境の整備

（２）基本的方針

- 市町村が改革の責任主体
- 幅広い関係者の理解と協力
- 地域の実情に応じた改革方針を決定

→ 学校と連携し、生徒・保護者に対し丁寧に説明することが必要

（３）改革期間

■ 令和８年度から13年度までの６年間を「改革実行期間」として設定。
■ 前期の終了後に「中間評価」を実施し、その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進。



（４）取組方針

休日 → 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開等の実現を目指す。

平日 → 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進。（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

現時点で着手していない地方公共団体においても、前期（令和８～10年度）の間に確実に休日の地域展開等に着手すること。

（５）認定地域クラブ活動

■ 地域展開等により実施される地域クラブ活動を、市区町村において認定するもの。

【主な認定要件】
- 教育的意義を継承・発展させた活動であること
- 生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できること。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 可能な限り低廉な参加費が設定されていること。
- 適切な指導、安全等の体制が確保されていること。　など

想定される認定の効果（メリット）

●生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
●地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
●地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
●生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

5　熊取町における部活動地域展開等に向けた取組

部活動体験教室の実施

- 令和６年度から熊取町卓球連盟の協力により体験教室を実施し、令和７年度は３中学校へ指導者を派遣してもらい、生徒への技術指導を計９回実施。
- 令和８年度は、部活動の新たな地域の受け皿となる団体へ協力を依頼する予定。

部活動指導員等の配置

- 大阪体育大学と連携したDASHプロジェクトにおいて、大阪体育大学学生による部活動指導の実施。
- 教員の部活動指導による負担軽減と専門的指導の充実を目的に、部活動指導員や外部指導者を配置。令和８年度は、15名の部活動指導員を配置。（令和８年５月１日時点）

拠点校方式の導入

- 令和７年度に、在籍校に希望する部活動がない場合に、近隣の「拠点校」として位置づけた部活動に、他の学校から参加できる制度を導入。（**※現時点では北中学校サッカー部に拠点校を導入。**）

部活動指導員の資質向上

- 部活動指導員の資質向上を図るため大阪体育大学へ委託をし、研修を実施予定。

6　今後、地域展開等を進めるにあたって想定される主な課題

（１）認定地域クラブ等の確保
（２）認定地域クラブ等を管理運営する組織体制の構築
（３）参加費用の設定（生活困窮家庭への支援）※月４回の活動で、千円～３千円の会費が国の目安。
（４）指導者の確保や教員の兼業兼職制度の運用
（５）指導者研修制度の策定（事故の対応や、体罰・不適切行為の防止）
（６）諸事情により地域クラブ等へ参加できない生徒への対応（放課後活動等の検討）
（７）認定地域クラブで使用する学校施設や備品の借用、教職員の負担が生じない仕組みの構築
（８）町内大学との連携のあり方（指導者派遣、クラブとしての受け皿）
（９）生徒の安全安心を確保するための責任の所在の明確化
（10）推進体制の構築をはじめ運営全体の予算措置と財源確保
（11）平日と休日の一貫的な指導体制

とりわけ、「指導者の確保」と「財源の確保」については重要な課題

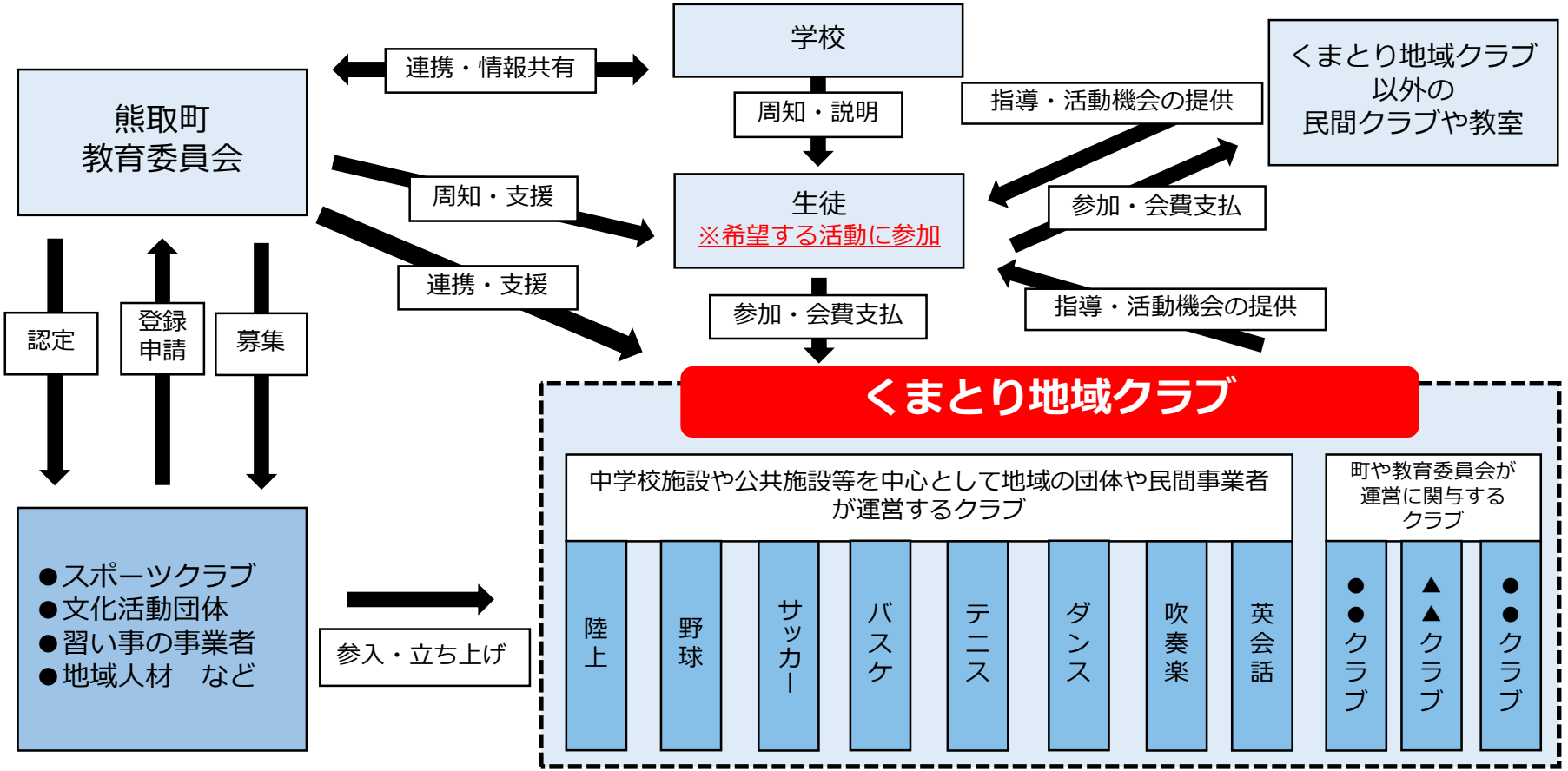
学校や団体と連携・協力しながら上記課題をひとつづつ解決するとともに、生徒及び保護者への丁寧な説明と理解を得ることが必要。

7　認定地域クラブ活動「（仮称）くまとり地域クラブ」のイメージ

現行の学校部活動と認定地域クラブ活動との主な相違点

	学校部活動	認定地域クラブ活動
実施主体	中学校	地域の様々なクラブや団体、教室
指導者	教員、部活動指導員、外部指導者　等	地域の指導者、学生、兼業兼職の教員　等
活動場所	学校施設	学校施設、公共施設、地域の施設　等
活動日	平日及び土曜日又は日曜日	所属するクラブ・団体により異なる
参加者	中学校に在籍する生徒（拠点校方式等により連携する学校の生徒を含む。）	中学校に在籍する生徒、地域クラブに所属する方（年齢など様々）
競技種目	在籍する学校に設置の部活動のみ	競技種目は多種多様
参加費用	原則不要（部活動に必要な用具代や遠征費等は自己負担）	会費・月謝（指導者への報酬等）
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険

7　認定地域クラブ活動「（仮称）くまとり地域クラブ」のイメージ



※記載しているクラブ種目は例示です。

7　認定地域クラブ活動「（仮称）くまとり地域クラブ」のイメージ（案）

■熊取町が目指す認定地域クラブ活動の方針

移行初期は町教育委員会が直営で地域クラブを運営し、団体（受け皿）が充実したタイミングで運営及び実施主体ともに団体へ移行（＝地域展開等の完了）

移行初期

■体制
運営団体：教育委員会
実施主体：スポーツ連盟等の団体

■指導者
・スポーツ連盟等の指導者
・大阪体育大学の学生
・文化・芸術団体の指導者　など

■役割
教育委員会が地域クラブの管理運営に係る全般の事務を担い、スポーツ連盟等の団体から指導者を派遣し、地域クラブ活動における指導を担う。

受け皿が整い次第、移行

目標

■体制
運営団体：スポーツ連盟等の団体
実施主体：スポーツ連盟等の団体

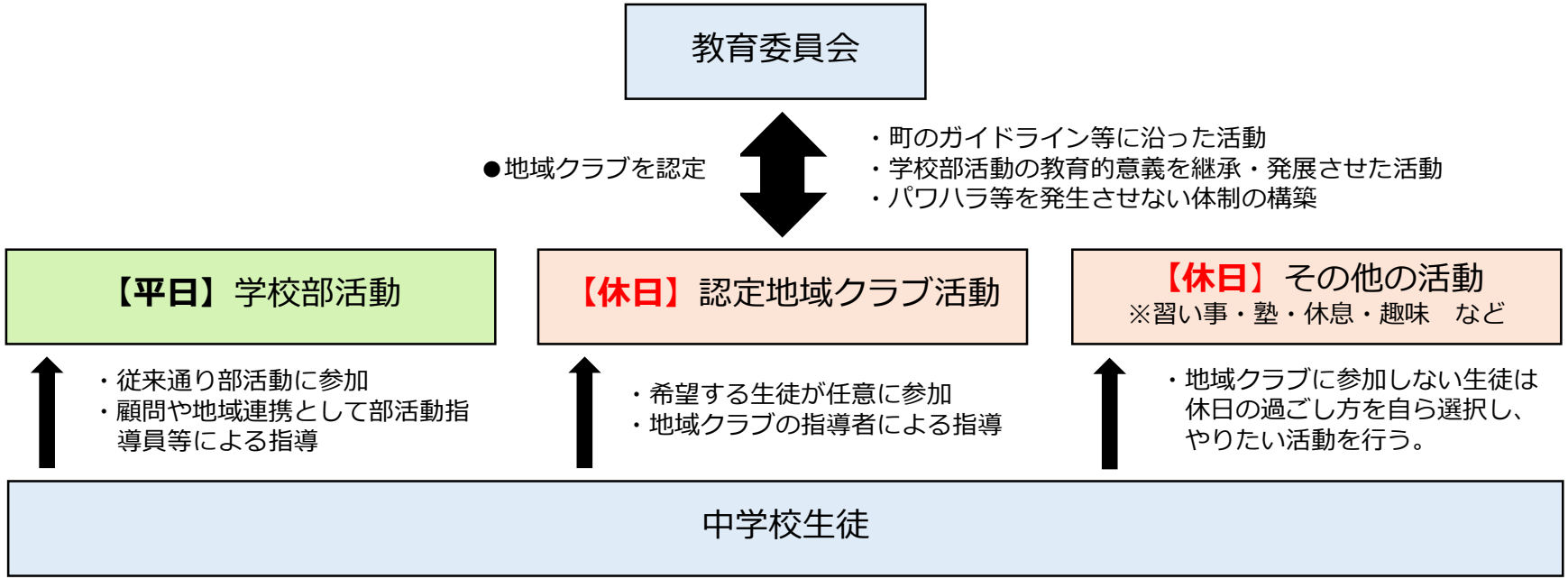
■指導者
・スポーツ連盟等の指導者
・大阪体育大学の学生
・文化・芸術団体の指導者　など

■役割
スポーツ連盟等の団体が地域クラブの管理運営に係る事務を担い、地域クラブ活動における指導も担う。

7　認定地域クラブ活動「（仮称）くまとり地域クラブ」のイメージ

■休日の認定地域クラブ活動が始まった場合のイメージ

平日は従来どおりの学校部活動。
休日は認定地域クラブ活動やその他の活動に生徒が様々な選択肢の中から選択して参加する。



8　改革実行期間における地域展開等に向けた今後のロードマップ（案）

年度	R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
国が示す改革実行期間	改革実行期間(前期)					中間評価	改革実行期間(後期)					
学校部活動	部活動指導員等を活用した地域連携				一部の部活動において、休日の地域クラブによる活動開始				すべての部活動において、休日の地域クラブによる活動を目指す			
		保護者説明会		保護者説明会		保護者説明会		保護者説明会		保護者説明会		保護者説明会
地域展開等の動き	・実証事業 ・ガイドライン制定　など		一部の部活動において、モデル事業を実施		一部の部活動において、休日の地域クラブによる活動開始				令和13年度までに、すべての部活動において、休日の地域クラブによる活動を目指す ※平日は可能なクラブのみ			
町の動き	**■体制の整備** ・検討委員会での協議 ・本町地域展開等のガイドライン制定 ・認定地域クラブ要綱の制定 ・地域クラブ活動の手引きの制定　等				**■地域クラブ活動の運営・支援** ・町による地域クラブの運営 ・地域クラブへの補助制度の制定 ・地域クラブの募集、指導者確保　等				**■地域クラブ活動の本格実施** ・地域クラブによる運営 ・地域クラブへの財政等の支援 ・地域クラブの募集、指導者確保　等			

9　令和８年度における地域展開等に向けた今後のロードマップ（案）

